

平成15年5月27日

「証券決済制度改革推進会議」の設置について

証券受渡・決済制度改革懇談会

1. 設置の趣旨

今後、我が国の証券決済制度改革を着実に進めるに当たっては、法制面やインフラ提供者側の対応が進行する中、制度改革全体を俯瞰的にフォローアップ・調整するとともに、市場の制度・慣行面の横断的な課題を実務上の観点から協議・検討する必要性が増すものと考えられる。また、昨秋、「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」にて取りまとめた「報告書」(『証券決済制度改革の推進に向けて』)においても、今後の改革推進に向け、プロジェクトマネジメント機能の強化等を図るべく体制整備が望まれる旨の提言がなされている。

こうした点を踏まえ、証券決済制度改革の全体像の整理等を行ってきた従前の同ワーキング・グループの機能に加えて、業界横断的に一丸となった改革推進体制を構築するとともに、各市場関係者が主体的に検討・推進活動に参画していくとの位置付けを明確化するため、同ワーキング・グループを発展的に改組し、新たに、「証券受渡・決済制度改革懇談会」(以下「懇談会」という。)の下に「証券決済制度改革推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置することとする。

この推進会議では、証券決済制度改革に係る俯瞰的・横断的な進捗管理及び調整に加え、商品・業界横断的課題の整理及び検討等に取り組むこととする。また、個別課題の検討にあたっては、他の検討体での検討状況を勘案しつつ、必要に応じワーキング・グループを設置する。

2. 主要取組み事項

- (1) 証券決済制度改革に係る俯瞰的・横断的な進捗管理及び調整
- (2) 統一的な証券決済法制の充実化、証券ペーパーレス化、STP化の推進、並びに決済期間短縮化等に係る具体的問題点の検討
- (3) 市場参加者における証券決済制度改革への対応に係るコスト及びベネフィット分析
- (4) その他の証券決済制度改革に係る商品・業界横断的課題の整理及び検討

3. メンバー構成

- (1) 基本的には、現在の「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」のメンバー(オブザーバーを含む)会社を踏襲する。なお、メンバー変更を行う場合は、(推進会議の)座長に一任することができるものとし、懇談会には書面等で報告する。
- (2) 推進会議には、座長を1名置く。また、座長を補佐し、会議体の進め方など円滑な運営に供するべく座長代理(複数名)を置く。
- (3) 座長代理は、座長がこれを選任する。

4．事務局

- (1) 事務局は、日本証券業協会証券決済制度改革推進センターが務める。
- (2) 事務局は、推進会議での検討資料の作成、運営の企画・事務等を行い、会議の運営全般（ワーキング・グループの運営を含む）を支援する。

5．設置時期・期間

推進会議は、懇談会の承認をもって設置し、座長も、懇談会での承認をもって選任する。

なお、設置期間については、当面、期限を設けず、我が国における証券決済制度改革の進捗状況を勘案しながら、懇談会にて、その存廃を判断する。

6．運営方法

- (1) 会議の招集、会議での進行・取りまとめは、座長が行う。なお、緊急の場合など会議の招集が難しい場合には、座長の判断にて、書面での開催を可能とする。
- (2) 座長が会議を欠席した場合には、座長代理（いずれか1名）が、座長に代わり会議の進行・取りまとめを行う。
- (3) 具体的事項の検討を行うため、推進会議の決定に基づき、ワーキング・グループを設置する。
- (4) 各ワーキング・グループには、主査を1名置く。なお、主査は、座長が選任する。

7．情報の公開

推進会議での検討状況（ワーキングでの検討を含む）については、事務局が議事要旨等を取りまとめ、証券決済制度改革推進センターのホームページに掲載する。

なお、ホームページ以外の公開方法については、推進会議にて適宜決定する。

8．その他

上記以外の推進会議の運営に係る事項については、推進会議の座長及び座長代理と事務局とが相談・調整のうえ、適宜対応するものとする。

以 上